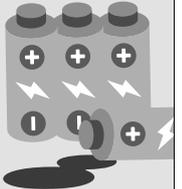


模倣品の水際取締り強化!

その二セモノ、 安全も二セモノかも

その「安い」には、健康被害や事故のリスクが隠れています。

海外の事業者から送付される模倣品(商標権又は意匠権を侵害する物品)は、
個人で使用するものであっても輸入できません。知的財産侵害物品の輸入は、
10年以下の拘禁刑若しくは1000万円以下の罰金に問われる場合があります。



取り締まるぜ!知的財産侵害物品の輸入
守れ!知財のオンリー「わんっ!」

買入人は、
No!
偽品

FAKE ZERO PROJECT
China Customs Japan Customs Korea Customs



特設サイト



YouTube

